

津山市教育委員会 発掘作業員登録要項

業務内容	津山市教育委員会の指示に従って行う遺跡の発掘作業
勤務場所	津山市内全域
登録予定者数	15名程度
登録有効期間	<p>平成29年6月1日～平成30年3月31日</p> <p>※作業の従事は発掘調査が発生した期間のみに限られます。発掘調査は不定期ですので、<u>登録有効期間内に採用のない場合や、数日間の短期就労の場合</u>もあります。</p> <p>※雇用にあたっては、調査地等の諸条件により登録者の中から雇用します。</p> <p>※登録有効期間は平成30年3月31日までで、自動的な継続更新はありません。次回募集時には新たに登録が必要です。</p>
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人。 ・ 健康で、スコップ・ツルハシなどを使う屋外作業に対応でき、身体面の自己管理のできる人。 ・ 自力で調査地へ通勤することができる人。
賃金	<p>日額 8,310円</p> <p>※手当等の支給はありません。</p> <p>※支払いは、原則月末締め、翌月15日振込払いとします。</p>
勤務日	<p>原則として月曜日から金曜日 8時30分～17時15分</p> <p>※都合で作業を行わない日があります。また、月あたりの勤務日数は13日が上限となります。</p>
保険等	労災保険適用（健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用はありません）
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出する書類：津山弥生の里文化財センターもしくは津山市教育委員会文化課（東庁舎3階）に備え付けの登録申込書（写真付）に必要事項を記入のうえ、津山弥生の里文化財センターへ提出してください。 （市ホームページからもダウンロード可） ・ 申込受付期間 随時（事前に下記問い合わせ先に連絡をお願いします） ・ 申込受付時間帯 8時30分から17時15分まで （津山弥生の里文化財センターは土、日も可）
選考方法	書類選考
問い合わせ先	津山弥生の里文化財センター 電話（0868）24-8413（直通） 〒708-0824 津山市沼600-1